

“ 農地・水・環境保全 ” 水土里のネットワーク通信

第129号

2020. 9. 1発行
島根県農地・水・環境保全協議会

組織の方との意見交換を行っています。

市町村や県では、活動期間終了に伴って取り組みを継続されない活動組織に対し、これまでアンケート調査等で継続されない理由などを伺ってきましたが、今年度は、アンケート調査等に加え、継続されなかった活動組織へ出向き、意見交換を行っています。

8月までに浜田市、松江市で、活動組織の方と、市町村、県の担当者、協議会事務局で意見交換をさせていただきました。

活動組織の方からは、継続をされなかった理由や営農などの地域の状況について様々なご意見を伺い、本事業をどのように改善すれば良いかなどのアドバイスもいただきました。

活動組織からは、

- 「行政等からの本事業に関する説明がなく、制度がコロコロ変わる」
- 「小規模での取り組みで交付金が少額」
- 「広域で取り組むのは、難しい」

などのご意見をいただきました。

また、県からは、日々の活動の記録などが簡素化できる部分の説明や他事業の活用の提案などがあり、活動組織の方からは、「今後も情報提供をしてもらい、地域で話し合っ、交付金が必要であれば、再度取り組む」と言った前向きなご意見もいただきました。

協議会では、取り組みを継続されず活動を一休みされている活動組織や、今年度に活動期間終了を迎えられる活動組織で、継続を検討されている活動組織、継続が難しいと感じていらっしゃる活動組織へは、これからお話を伺う機会を増やしていこうと考えています。その際には、地域の実情に応じた取り組みも一緒に考えていこうと思いますのでご遠慮なくご意見をお聞かせください。



二組織合同で「機械の安全使用に関する研修会」を開催

7月6日（月）、出雲市大社町の荒木環境保全会と北荒木川水系保全会が合同で「機械の安全使用に関する研修会」を開催されました。この講習会は、今年度から新たに活動期間中に1回以上実施が義務づけられた研修会で、JA いずも農機サービスと㈱中四国クボタの職員の方を講師に、構成員約25名が出席して行われました。

講習会は、トラクター・田植え機・コンバイン・耕運機・刈払い機・畔草刈り機の安全使用について、DVDを使い30分程度講習がありました。



刈払い機での草刈り作業のポイントは以下のとおりです。

- 服装は、ヘルメットと保護メガネを着用し、首にはタオル等を巻かないこと。
シャツの袖口をしめ、裾の絞ったズボンと滑りにくい靴を履くとよい。
- 作業前に空き缶や石などを取り除くこと。
- 各作業者は 15m以上離れて作業する。
- 作業者に近づく場合は、作業者の見える方向から合図を送り近づくこと。
- キックバックの危険を考えると、作業者の右後方からは絶対に近づかない。
- 草刈り作業は、刈刃の前方左側1/3を使用して右から左に刈る。
- 足の位置は、原則として右足が前、左足は右足より前へ出さないこと。



農業機械で作業する場合、日頃の点検が重要となるそうです。また、休憩や水分補給を充分に取ることも必要です。

こうした研修会には、ほとんどの方が初めて参加されたということで、有意義な研修となりました。

研修に参加された荒木環境保全会と北荒木川水系保全会の皆さん、大変お疲れさまでした。

国による抽出検査

多面的機能支払制度では、活動組織を対象に毎年度農林水産省による「多面的機能支払交付金の抽出検査」が行われます。

今年度は、10月中旬から下旬に県西部4市町で行われる予定です。

検査では、各活動組織が取り組まれている活動の令和元年度実施状況を確認されます。

- 総会が行われているか（議事録等の確認）
- 監査が適切に行われているか
- 「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」についてどのようなことが行われたか（記録等の確認）
- 「多面的機能の増進を図る活動」は何をしているか
- 活動記録や金銭出納簿の確認、金銭出納簿と領収書の照合
- 業者委託の場合の見積書、契約書、請求書等の確認
- 更新された施設について、財産管理台帳が作成されているか、市町村等へ財産譲渡されているか



など、活動組織から直接聞き取りが行われます。

令和2年度の各種研修会の開催中止のお知らせ



毎年度、県協議会で主催し開催しております「事務・実務研修会」及び「補修技術研修会」について、新型コロナウイルス感染拡大防止の点から、多くの参加者を集めた研修会が開催できる見通しがたたないため、今年度は、各種研修会の開催を中止することとなりました。

「事務・実務研修会」については、事務処理の仕方が今年度も若干の変更がありましたので、令和2年度版の「事務・実務研修会」の資料を11月のネットワーク通信に同封する予定にしております。事務担当の方はご一読してください。

「補修技術研修会」については、近年、開催しました「水路の簡易補修」「鳥獣害防護柵の適正管理」の資料をご希望される組織へお送りいたしますので、県協議会へご連絡をお願いいたします。

また、今年度より農地維持に取り組まれる組織に追加されました「機械の安全使用に関する研修」については、7月のネットワーク通信に同封した「共同活動の安全のしおり」の活用や、今回のネットワーク通信に同封しました「今年は安全作業でいこう！」を参考に、組織で必要であれば、DVD等の購入を検討していただき、草刈機等の安全作業の徹底の周知に役立ててください。※DVDの「みんなで草刈り編」は県協議会で貸出を行っておりますので、お問い合わせください。

各種研修会については、活動期間内に1回以上実施すれば良いことになっておりますので、毎年度に受講及び組織での開催をする必要はありません。ご自身の組織の各種研修会の実施状況が不明な際は、県協議会へお問い合わせください。

今年度、必ず研修会を実施しないといけない組織については、組織内で新型コロナウイルス感染拡大防止に十分にご留意していただきますようお願いいたします。

協議会事務局では活動記録・金銭出納簿作成をサポートしています。

今年度事務を初めて担当される方、毎年度報告書作成にご苦労されている方、書類と一緒に作成しませんか。

活動されたメモや領収書を見ながら一緒に、活動記録や金銭出納簿を入力していきましょう。(年度途中で整理しておく、足りない活動も分かります。)

連絡先0852-32-4141 協議会 深田まで



★9月、10月の予定★

10月中旬から下旬
予定

中国四国農政局抽出検査
(浜田市・益田市・津和野町・吉賀町)



ようこそ相談室へ



多面的機能の増進を図る活動（令和2年度改正内容）について

Q 「55 防災・減災力の強化」の拡充内容を教えてください。

A 今回の拡充により、「災害時における応急体制の整備」も対象になります。例えば、災害時の迅速な対応を目的として防災担当の役員を任命や、災害時に見回りを行うにあたり事前に見回り範囲や報告者及び報告先の明文化、復旧活動に必要な資材を事前購入・保管などが対象になります。

Q 「57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」の拡充内容を教えてください。

A これまでの「57 医療・福祉との連携」が「57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」の名称になり、今回の拡充により小学校等の教育機関と連携して行う生き物調査や農業体験を通じた学習や、観光協会等と連携し専門家の助言を踏まえて行う地域固有種等を見学するための散策路の整備（散策路周辺の草刈りなど）も対象になります。

～担当者の声～

まずもって、7月豪雨で被害にあわれた組織の皆様、お見舞い申し上げます。今年の夏は新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために「新しい生活様式」（マスク、3密回避など）が求められているうえに、まだ暑さは続きますので、熱中症にも注意して生活や活動していただきたいです。（協議会 S）

～多面的機能支払交付金に関することは～

◆島根県農地・水・環境保全協議会

〔事務局〕水土里ネット島根

Tel 0852-32-4141 Fax 0852-24-0848

<http://www.nouchimizu-shimane.jp>

◆島根県農林水産部農林水産総務課 農山漁村振興室

Tel 0852-22-5119

http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/

◆又は最寄りの各市町村担当課までお問合わせ下さい。



能義第二地区環境保全組合
(安来市)



全国の活動組織の事例はこちらから

多面事例

検索



「農村ふるさと通信」はこちらから

農村ふるさと

検索

